

第4回 下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議 次第

日時：令和4年7月15日（金）午後7時
会場：下諏訪総合文化センター2階集会室

1 開会

2 議事

(1) 木曾文化公園文化ホール視察（6/22実施）の感想
（視察を経て感じたこと、取り入れたいことなど）

(2) 下諏訪総合文化センターの「具体的な目標《方策》」の検討（意見交換）

3 その他

4 閉会

第3 下諏訪総合文化センターの「具体的な目標《方策》」について

1. 「目指す姿(状態)《理念》」

○「下諏訪総合文化センター条例」(昭和63年 町条例第30号)

(設置)

第2条 地域住民の文化の振興 と 福祉の増進 を図るため、文化センターを設置する。

↓

条例上の設置目的を図っていくのに当たり、どのような運営が必要なのか? (「運営方針」)

↓

- ・ 下記に記載する「将来の姿《理念》」を目指すため、条例に規定される「地域住民の文化の振興と福祉の増進」を図っていく。

▼ 小中学生、青少年に対して

下諏訪総合文化センターは、音楽を中心とする生の文化芸術に気軽にふれ、感動を誘い、生活の中に溶け込むきっかけの場とすることを通じて、抱いた夢を次世代へとつなげる懸け橋となっている。

▼ 機能性

下諏訪総合文化センターは、諏訪圏域の誰もが文化芸術の技を磨き、成果を披露することを通じて、ステップアップできる創造のステージとなっている。

下諏訪総合文化センターは、演ずる人も観る人も、文化芸術の下に集い、語り、お互いを深め合う交流拠点となっている。

下諏訪総合文化センターは、時代に即した使い勝手の良い環境を追求し続けることを通じて、根付いた多くの団体に支えられる施設となっている。

▼ 居住性

下諏訪総合文化センターは、誰もが気軽に立ち寄る憩いの場となることを通じて、文化芸術の雰囲気を感じることができる施設となっている。

▼ 緊急性

下諏訪総合文化センターは、文化芸術活動に取り組む住民の心の拠り所になることを通じて、災害時にも頼られ、住民の身を守る安全拠点となっている。

▼ 施設に対して

下諏訪総合文化センターを欠かさぬ手入れにより、これからもずっと長く使い続けることを通じて、町民憲章の「かおり高い文化を創造するまち」を象徴する文化的遺産となっている。

+

- ・ そのために、またそれに向かい、何をしていかなければならないのか? 《具体的な目標 = 方策》

2. 「具体的な目標《方策》」の検討

(1) 「具体的な目標《方策》」を考えるに当たって

- ▼ 「文化芸術基本法」第4条の規定により、「地方公共団体は、基本理念*3にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。

▼ 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第3条において、劇場、音楽堂等で行う事業が規定されている。

- ① 実演芸術*⁴の公演を企画し、又は行うこと。
 ② 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
 ③ 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
 ④ 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
 ⑤ 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
 ⑥ 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
 ⑦ 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

また同法第4条において、劇場、音楽堂等の設置（運営）者は、地域の実情を踏まえ、自主的かつ主体的に上記事業を行っていくことで「実演芸術の水準向上等に積極的な役割を果たす」ことを努力義務規定している。

▼ 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第16条に基づき文部科学省から告示された「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」では、長期的視点に立って明確に定めた運営方針に基づいて、運営が適切に行われるよう必要な措置を講ずることが求められるとしている。また、設置者又は運営者の取組に関する事項として以下の9項目を記載している。

- A 質の高い事業の実施に関する事項
 B 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
 C 普及啓発の実施に関する事項
 D 関係機関との連携・協力に関する事項
 E 国際交流に関する事項
 F 調査研究に関する事項
 G 経営の安定化に関する事項
 H 安全管理等に関する事項

(2) 「将来の姿<<理念>>」に向かい、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針*⁵」を踏まえつつも、改修後の下諏訪総合文化センターは具体的にどのような音楽ほか舞踊、演劇、芸能、演芸等の文化芸術に関する活動を行うことで「地域住民の文化の振興と福祉の増進」を図っていくのか。

ア 第2回検討する会議において委員から新たにいただいたご意見（キーワード）

▼ 小中学生、青少年に対して
 文化芸術の体験（ふれあい）・活動（部活動）の拠点

▼ 機能性

利便性：施設をいかに活用してもらえるか、使ってもらえるか・使いよう・利用率向上
 利用方法をより良く（時代に合った方法）・施設をより使い易く（時代に合った環境）・利用ルールの改訂（※例規改正を含む 料金設定（時間単位 例:〇円/時間）・利用場所単位（例:舞台のみ、舞台+客席）・利用種別単位（本番、練習、リハ）、予約方法と情報取得のオンライン化の促進）

「ホール」として利用したい方の優先化・公演の運営側へのバックアップ・

地域性：諏訪圏域住民・全町的・下諏訪ならではの

将来性：昔も今もこれからも使い続ける（継続して）・次世代へつなぐ・体験（ふれあい）・住民を育てる

普及：何を発信していくのか、周知の仕方・文化芸術活動の活性化・たくさんの人に使ってもらえる

興味：行ってみたい・お金や時間をかけても行って聴きたいという気持ち・発信発信

使命：生で聴かせる（観る）ことの価値・お金がないから減らしてしまうのは本末転倒・ホールの意味・使ってこそ・このホールでなければ・場を提供し続ける・演者と観客のつなぎ役・ゆかりの方の発掘

- ▼ 居住性
待ち合わせ場所・ちょっとした打合せ場所・もっと人が寄れる
- ▼ 緊急性
直すべきものは直す
- ▼ 施設に対して
理念に基づいた運営・使ってこそ価値がある・
予算の範囲・経費投入の優先・何を以て直すのか・プロに任せる説得力の有無・換気

イ 「具体的な目標 <方策>」の構成と内容 【意見交換】

A 質の高い事業の実施に関する事項

- ① 「公演」の企画、開催に当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>
- ② 公演者（発表者）の「利用」に当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>
- ③ 地域社会の「絆」の維持及び強化を図るとともに、「共生社会」の実現に資するための事業を行うに当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

B 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

- ④ 事業実施に必要な「人材」の養成を行うに当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

C 普及啓発の実施に関する事項

- ⑤ 「普及啓発」を行うに当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

D 関係機関との連携・協力に関する事項

- ⑥ 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と「連携した取組」を行うに当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

E 国際交流に関する事項

- ⑦ 実演芸術に係る国際的な交流を行うに当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

F 調査研究に関する事項

- ⑧ 「調査研究」、「資料収集」及び「情報提供」を行うに当たっては、〇〇していく <目標>
そのために、
〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

G 経営の安定化に関する事項

〇〇していく <目標>

そのために、

〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

H 安全管理等に関する事項

〇〇していく <目標>

そのために、

〇〇するよう努める <これから行っていくこと>

ウ 具体的な目標 <方策> (例)

A 質の高い事業の実施に関する事項

- ① 「公演」の企画、開催に当たっては、「ホール舞台上における実演」に親しむことができる鑑賞機会を提供し続けていく

そのために、

○

- ② 公演者（発表者）の「利用」に当たっては、技能と活動が向上する場を提供し続けていく

そのために、

○

- ⑧ 地域社会の「絆」の維持及び強化を図るとともに、「共生社会」の実現に資するための事業を行うに当たっては、誰もが生涯にわたって文化芸術に触れ、親しみ、五感を使って学び続けられる環境づくりをしていく

そのために、

○

B 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

- ⑦ 事業実施に必要な「人材」の養成を行うに当たっては、「文化芸術を育む専門職員」としての専門性を確保、維持し、きめ細やかなサービスを提供して職場風土を形成していく

そのために、

○

C 普及啓発の実施に関する事項

- ③ 「普及啓発」を行うに当たっては、「文化芸術を観る目、育てる目」が広がる取組みを行っていく

そのために、

○

D 関係機関との連携・協力に関する事項

- ④ 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と「連携した取組」を行うに当たっては、文化の交流と技術の向上が図れるよう、効果的に、また積極的に行っていく

そのために、

○

E 国際交流に関する事項

- ⑤ 国際的な交流を行うに当たっては、異文化を知り、多様性を認め合い、新たな視点から地域を捉えられるよう配慮していく

そのために、

○

F 調査研究に関する事項

- ⑥ 「調査研究」、「資料収集」及び「情報提供」を行うに当たっては、利用者からも、鑑賞者からも満足いただけるよう、時代に合った利便性を追求し、また最新の舞台技術の情報を取り込んでいく

そのために、

○

G 経営の安定化に関する事項

安定した利用環境と利用率、また効率的な施設運営により、施設の存在価値を向上させていく。

そのために、

○

H 安全管理等に関する事項

誰もが安全に、また安心して過ごすことができる施設とするため、計画的、定期的な更新を行っていく

そのために、

○

(3) 「具体的な目標（方策）」のとりまとめ

*3：基本理念：「文化芸術基本法」第2条（再掲）

（基本理念）

- 第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

*4：実演芸術：「文化芸術基本法」第2条第2項

（定義）

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

*5：「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（H25 文部科学省告示第60号）

＜資料5別紙参照＞